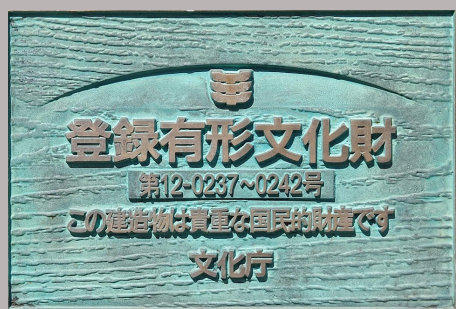


(仮称) 千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会



会 報

設立準備 02 号

発行日：令和 6 年 3 月 23 日

発行者：(仮称) 千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会 (ちば登文会) 設立準備会

事務局：一般財団法人千葉県建築士会 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 4F 043-202-2100

トピックス：令和 6 年 3 月 23 日（土）に甲子正宗本店にて第 04 回設立準備会議が開催されます。この設立準備会は、国登録有形文化財所有者 意見交換会 & 文化財を活用した酒蔵およびレストランの見学会を行い、会食しながらみなさまから多様なご意見をいただくことが趣旨となっています。

1. 登録有形文化財の会の設立の意義について

登録有形文化財には、補助事業があります。それは、地域の歴史的景観を活かしたまちづくりのために、登録有形文化財を保存修理する場合などに、設計・管理費の一部を補助するという事業です。これは正確には登録有形文化財建造物修理事業と呼ぶ物です。例えば、お寺の門構えが経年により傷んでいた場合、それが観光できた方からの印象がその地域全体の印象として伝わってしまいます。または、大雨や震災などで被災した鐘楼などを修理する場合にもこの補助事業を使うことが出来ます。これらは文化財保護法の第 57 条の規定により登録された有形文化財建造物の保存と活用を図るために設けられた助成事業で修理することが可能なのです。もっと具体的にいいますと、「保存修理」などに必要な設計監理に要する費用及び登録有形文化財の「公開活用」に要する費用について国が補助を行うという制度です。

これらはどのような場合に補助対象となるのでしょうか？それは以下のような規定があります。保存修理に係る設計監理事業の補助対象となる事業は、ア：各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するものイ：各地の特色ある伝統的建築文化の

技術・意匠などの伝承に資するものウ：身近な地域づくりや地域振興に資するものとなっています。

「保存修理」に係る設計監理事業としましては、修理事業や建物附属設備の設置改修工事の二つがあります。

「公開活用」につきましては、登録有形文化財建造物の公開活用に係る事業のなり、下記の「イ～オ」については、保存活用計画を策定している場合についてのみが補助事業の対象となります。ア：保存活用計画の策定、イ：登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備、ウ：登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設の整備、エ：登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事、オ：登録有形文化財の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備などです。

こうしてみると、様々なことが多岐にわたり、個人で行うことはなかなかハードルは高いように思われます。しかしながら、こうしたことを設立を予定している国登録有形文化財建造物所有者の会が対応できるように進めています。（参考文献：文化庁登録有形文化財建造物パンフレット）



写真 1：きのえねまがり家は新潟県にあった肝煎り清野家の曲り家です。電源開発に伴い水没の危機にあったところを平成 6 年この地に移築再生したものです。



写真 2：きのえねまがり家の上階にあがるとまがり家ギャラリーになっています。一階は、販売所とうどんやコーヒーを飲むことのできるおしゃれなカフェになっています。